

令和 4 年 4 月

関係各位

国立大学法人奈良国立大学機構 財務課

法人名称変更に伴う物品・役務にかかる契約書等の取り扱いについて

平素より、奈良教育大学及び奈良女子大学の教育研究活動にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

令和 3 年 5 月 21 日に国立大学法人法の一部を改正する法律が公布され、従来の国立大学法人奈良教育大学及び国立大学法人奈良女子大学を令和 4 年 4 月 1 日付けで統合し、新法人として国立大学法人奈良国立大学機構（以下「新法人」とします。）を設置いたしました。

これに伴い、旧法人である国立大学法人奈良教育大学又は国立大学法人奈良女子大学と貴社との間で締結いただいた契約のうち、令和 4 年 4 月以降も契約期間が存続し、特に契約内容に変更がない場合、貴社と「国立大学法人奈良国立大学機構」との契約等であるものと読み替え、令和 4 年 4 月 1 日以降、引き続き有効なものとしてお取り扱いくださいますようお願いいたします。

また、貴社のシステム、データベース等に本法人名を登録いただいている場合は、その登録内容についても変更くださいますよう併せてお願いいたします。

本件につきまして、ご不明な点や特段のご意向等がございましたら、下記事務担当までお問合せください。

記

事務担当

（旧法人 国立大学法人奈良女子大学との契約に関する問合せ）

【国立大学法人奈良国立大学機構 財務課契約係】

住所：〒630-8506 奈良市北魚屋東町

電話番号：0742-20-3216、FAX：0742-20-3217

（旧法人 国立大学法人奈良教育大学との契約に関する問合せ）

【国立大学法人奈良国立大学機構 奈良教育大学事務部 企画・財務課 契約係】

住所：〒630-8528 奈良市高畑町

電話番号：0742-27-9115、FAX：0742-27-9143

（ご参考）法人統合の目的等、詳しくはご案内パンフレット

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/2021news/20210629kikouguiden.pdf>